

寝屋川市制限付一般競争入札（電子入札）公告共通事項

1 競争参加資格を有する者の要件

この入札に参加する資格を有する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 寝屋川市入札・契約情報の発注案件情報、寝屋川市電子入札システム（以下「システム」という。）の発注案件概要及び発注概要書（以下これらを「発注案件情報等」という。）に掲示されている入札に係る参加資格要件の発注区分及び発注条件に該当すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定による入札に参加させることができない者及び入札に参加させることができる者に該当しないこと。
- (3) 発注概要書に対応する技術者を配置できること。
- (4) 予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。以下この号において同じ。）10,000,000 円以上の建設工事については、官公庁等（国、地方公共団体又はこれに準ずる機関をいう。以下同じ。）と発注案件情報等の工事種別に該当する工事で発注案件情報等で示す額以上の請負金額で契約を締結し、及び誠実に履行した実績を有すること（市外業者は、調達公告のあった日を基準として過去 15 年間のものに限る。）。
- (5) 予定価格（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この号において同じ。）5,000,000 円以上の測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）にあつては、官公庁と発注案件情報等の業務種別に該当する業務で、予定価格の 2 分の 1 以上の請負金額の契約を締結し、及び誠実に履行した実績を有すること（市外業者は、調達公告のあった日を基準として過去 15 年間のものに限る。）。
- (6) 発注案件情報等の公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者

イ 寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 11 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に定める措置要件に該当する者

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止命令を受けた者

(7) 発注案件情報等において掲示する参加申請書受付締切日時において、電子証明書（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する電子証明書をいう。）を取得し、かつ、システムを利用するために必要な利用者登録を完了していること。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

2 競争参加資格要件の確認

(1) この入札に参加しようとする者は、発注案件情報等において掲示する参加申請書受付開始日時から参加申請書受付締切日時までの間に、寝屋川市ホームページの総務部契約課掲示板（以下「契約課掲示板」という。）電子入札の様式集 一般競争入札の様式集（以下「様式集」という。）から様式 1 競争参加資格確認申請書を取得し、システムにより提出するものとする。この場合において、当該書類を当該期限までに提出しなかった者又は参加の要件を満たしていないと認められた者は、入札に参加できないものとする。

(2) この入札に参加しようとする者は、前号の規定による競争参加資格確認の申請前に、その者（個人の場合にあっては当該本人、法人の場合にあっては当該法人の代表者）又は代理人の名義で電子署名法等に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、寝屋川市に ICカード登録をしておかなければならない。

(3) 入札参加資格の要件の確認は、第 1 号に規定する期間の最終日に行うものとする。

(4) 前号の確認の結果は、発注案件情報等において掲示する競争参加資格確認

通知書の発行を開始する日時から終了する日時までの間に、システムにより第1号の規定による申請をした者に通知する。

3 設計図書（図面、仕様書等）の配布及び質問

(1) 設計図書の配布はシステムの発注図書ダウンロード機能により行うものとする。

(2) 設計図書について質問がある場合は、様式集から様式3 質疑回答書式を取得し、発注概要書において掲示する質疑受付の期間中に、電子メールにより次のアドレスに提出すること。

電子メールアドレス

shitugi-nyusatu@city.neyagawa.osaka.jp

(3) 前号の規定により提出された質問の回答は、発注概要書において掲示する質疑回答の日時に、契約課掲示板において行う。

4 契約条項を示す場所

寝屋川市本町1番1号

寝屋川市役所本館3階

寝屋川市総務部契約課

5 入札方法等

(1) 第2項第4号の規定により競争参加資格確認通知書で競争参加資格があると認められた者は、発注案件情報等において掲示する入札（見積）書の受付を開始する予定日時から終了する予定日時までの間に、入札書及び当該入札書に記載された入札金額に対応した積算内訳書（様式集から様式2 積算内訳書を取得すること。）をシステムにより提出しなければならない。

(2) 前号の入札書に入力する金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額とし、1,000円止めで入力するものとする。

6 開札の日時

この入札の開札は、発注案件情報等において掲示する開札予定日時に行う。

7 調査基準価格又は最低制限価格の設定

入札においては、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第2項の規定により、原則として調査基準価格又は最低制限価格を設けることとし、価格及び価格の種別については発注案件情報等において指定する。

8 入札保証金

入札保証金は、免除する。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この告示及び発注案件情報等において掲示する競争参加確認通知書で参加資格がないと通知された者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札時点において第1項各号に掲げる資格のない者のした入札
- (3) 予定価格より高い価格をもってなされた入札又は最低制限価格より低い価格をもってなされた入札
- (4) 第5項第2号の規定に基づかない入札方法による入札
- (5) 第13項の規定により入札を辞退したものとみなされた入札
- (6) 競争参加資格の申請書等受付開始の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者のした入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 同一の入札について、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、他の入札参加者の代理をした者の入札
- (9) 同一の入札について、2人以上の代理をした者の入札
- (10) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は入力が必要な項目若しくは記述を入力した事項を含む入札
- (11) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (12) 入札参加者の電子計算機等の異常等により、開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (13) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (14) システムの不正利用及びICカードの不正使用により行った入札
- (15) 工事費内訳書の提出を求めた場合であって、当該工事費内訳書に記載された工事費の額と入札額が同額でなければならないとした入札において、それぞれ異なる価格で行った入札
- (16) 配置予定技術者の確認に必要な書類の原本照合等ができない者のした入

札

10 低入札価格調査

発注案件情報等で調査基準価格を指定した案件について、最低の価格をもってなされた入札の金額が調査基準価格に満たないときは、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による当該価格によっては当該案件の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか判断するための調査等（以下「低入札価格調査」という。）を実施するものとする。この場合において、調査基準価格に満たない価格の入札者は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 寝屋川市が実施する調査に対して誠実に応じなければならないこと。
- (2) 落札候補者となっても落札者とならない場合があること。
- (3) 指定した期日までに根拠資料を提出しなければならないこと。
- (4) 前号に規定する根拠資料の他に発注課等が必要とする資料の提出を求める場合があること。
- (5) 落札候補者が2者以上あるときは、くじにより決定された資格確認順位に従い低入札価格調査を実施すること。
- (6) 調査対象者に対してのみ根拠資料の提出を求めること。また、提出された根拠資料は、返却しないこと。
- (7) 失格基準価格を設けた場合においては、失格基準価格に満たない入札を行った者は失格とすること。

11 低入札価格調査の失格基準

低入札価格調査を行った結果、調査対象者が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該調査対象者のした入札は失格とする。ただし、入札案件毎に失格基準を定めた場合は、その基準による。

- (1) 寝屋川市の積算に計上している項目が見積もられていない等必要な費用が計上されていない場合
- (2) 根拠なく本社の経費を充当している等不合理な積算根拠が存する場合
- (3) 下請見積り内容が積算内訳に適正に反映されていない場合
- (4) 低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断し

た場合又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適當であると認められる入札であると判断した場合

12 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行うことがある。

ただし、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再入札に参加することはできない。

- (1) 再入札の前の入札において、最低制限価格に満たない入札をした者
- (2) 低入札価格調査制度を採用し、かつ、失格基準価格を設けた場合において、再入札の前の入札において、当該失格基準価格未満の価格で入札をした者

13 1回の制限付一般競争入札における制限

1回の制限付一般競争入札につき落札者となることができる案件は1業種につき1本とし、落札者となった者は同一の回の制限付一般競争入札の同一の業種に係る入札に参加することができない。この場合において、落札者となった者が落札した入札の開札前に同一の回の他の制限付一般競争入札の同一の業種に係る入札（以下「他の入札」という。）に参加していた場合は、他の入札について辞退したものとみなす。

14 くじ引きの参加者

- (1) 落札となるべき価格をもって入札した入札参加者が2人以上いるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、システムによる電子くじで落札候補者を決定する。
- (2) 1回の制限付一般競争入札で建設工事にあつては同一工種、建設コンサルタント業務等にあつては同一業種の案件が複数あるときの開札、くじの実施、事後検査、開札速報の公開等の手順については、次のとおりとする。
 - ア 公開番号順に開札を行う。
 - イ くじ引き未実施案件のうち、最も若い調達公告の番号のくじ引きを実施する。
 - ウ くじ引きを実施した落札者の事後審査を行う。

エ ウの落札決定を行う（当該落札決定を受けた入札参加者は、次番以降の入札について辞退したものとみなす。）。

オ 次番の開札速報を公開する。

カ くじ引き対象となった案件についてイからオまでの手続を繰り返す。

15 参加資格要件の再確認

落札候補者は、総務部契約課からの連絡があった日から2日（寝屋川市の休日に関する条例（平成2年寝屋川市条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内に、建設工事にあつては第1号から第5号までに掲げる書類を、建設コンサルタント業務等にあつては第6号から第10号までに掲げる書類を総務部契約課に持参又は電子メールにより提出し、その競争参加資格確認申請書の要件について再確認を受けなければならない。

- (1) 入札時に有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し
- (2) 配置予定技術者の雇用を証明する写し
- (3) 特定建設業の許可が必要な工事のときは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し
- (4) 第1項第4号の事実に係る工事の施行を証明する書類（コリンズ（CORINS（工事カルテの写し等））
- (5) その他発注案件情報等で指定する書類
- (6) 業務実績を証する契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の写し（契約内容の条文は、不要）又はテクリス（TECRIS（業務カルテ））
- (7) 配置予定技術者の技術登録等証明書の写し
- (8) 建設コンサルタント登録通知書の写し
- (9) 配置予定技術者の雇用を証明する写し
- (10) 発注概要書に指定する講習会等の修了証書等

16 契約の締結

- (1) 入札物件に係る請負契約（以下「本件契約」という。）を締結するに当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 落札者は、市長が定める日までに、本件契約の締結を申し出なければならない

ない。

- (3) 落札者は、本件契約の締結に際しては、次項に定めるところにより契約保証金を納めなければならない。

17 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を寝屋川市の指定する口座に納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるとおり取り扱うものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場で、寝屋川市が適当と認めるときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、請負代金額の100分の10以上）を締結したとき。

イ 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、請負代金額の100分の10以上）を締結したとき。

- (2) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 寝屋川市が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券等

イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

18 雑則

- (1) システムの稼働時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 入札に参加するために必要な書類の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札に参加するために提出された書類は、返却しない。
- (4) システムによる入札手続等については、寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱（平成21年4月1日制定）及び寝屋川市競争入札心得（令和5年10月31日制定）の規定を遵守すること。
- (5) システムの操作手順については、電子入札システム共通マニュアルを参照すること。

(URL http://www.nyusatsu.elga.jp/manual_k.html)

19 問い合わせ先

寝屋川市総務部契約課

寝屋川市本町1番1号 寝屋川市役所本館3階

電話 072-825-2594

- 20 寝屋川市制限付一般競争入札（電子入札）公告共通事項（令和8年3月13日改正後）については、令和8年4月1日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。